

梅ヶ枝中央会計

Q. 適格機関投資家としての投資運用業の要件

A. 投資運用業の登録が必要であり、当該登録において、資本金等が5千万円以上等の形式要件の他、人的構成要件、体制整備等が必要となります。

【適格機関投資家の定義】

・金商法 2③1号…有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として内閣府令で定める者

・定義府令 10①…上記内閣府令で定めるもの(抜粋)

→有価証券残高10億円以上の個人、投資運用業等。

一 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。)

二十四 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った個人(口に該当するものとして届出を行った個人にあっては、業務執行組合員等として取引を行う場合に限る。)

イ 次に掲げる全ての要件に該当すること。

(1) 直近日における当該個人が保有する有価証券の残高が十億円以上であること。

ロ 当該個人が業務執行組合員等であって、次に掲げる全ての要件に該当すること(イに該当する場合を除く。)

(1) 直近日における当該組合契約、匿名組合契約若しくは有限責任事業組合契約又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係る出資対象事業により業務執行組合員等として当該個人が保有する有価証券の残高が十億円以上であること。

【投資運用業の業務】

金商法 28④、2⑧十二、十四、十五…いかのいずれかを業として行うこと

・投資法人等との資産運用委託契約や投資一任契約に基づく財産の運用

・投資信託受益権証券等の権利者から拠出を受けた資産の運用

・信託受益権、**集団投資スキーム持分**等の権利者から拠出を受けた資産の運用

【投資運用業の要件】

金商法 29、29の2①五…内閣総理大臣の登録

金商法 29の4…登録の拒否

①二

ホ 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる**人的構成**を有しない者

ヘ 金融商品取引業を適確に遂行するための**必要な体制**が整備されていない者

①四

イ 資本金等が政令で定める金額に満たない者→5千万円(施行規則 15の7)

ニ 協会(認可金融商品取引業協会又は認定金融商品取引業協会)に加入しない者等

① ①五

イ 取締役会、監査役(or 委員会)設置会社でない者

ロ 純財産額が政令で定める金額に満たない者→5千万円(施行規則 15の9)

【人的構成要件】

金融商品取引業等に関する内閣府令 13(人的構成の審査基準)

第十三条 **法第二十九条の四第一項第一号ホ**に規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

一 その行う業務に関する**十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況並びに組織体制**に照らし、当該業務を適正に遂行することができないと認められること。

四 **不動産信託受益権等売買等業務**を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

イ 宅地又は建物の取引に関する専門的知識及び経験を有する役員又は使用人を次に掲げる部門にそれぞれ配置していること。

(1) 不動産信託受益権等売買等業務の統括に係る部門

(2) **内部監査**に係る部門

(3) **法令等を遵守させるための指導に関する業務**に係る部門

ロ 不動産信託受益権等売買等業務を行う役員又は使用人が、第八十五条第一項各号に掲げる事項について、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をするために必要な**宅地又は建物の取引に関する専門的知識及び経験**を有していること。

五 **不動産関連特定投資運用業**を行う場合には、金融庁長官の定める要件に該当しないこと。